

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年3月1日	金剛自動車株式会社(法人番号 1120101030833)代表者白江暢孝	大阪府富田林市本町18番 地17号	富田林	大阪府富田林市本町18番17号	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年1月18日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間にかかる基準」の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する	1	1
令和5年3月1日	関西空港交通株式会社(法人番号 7120101039588)代表者河合潤二	大阪府泉佐野市りんくう往 来北2番地の12	りんくう営業所	大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の 12	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年1月26日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和5年3月8日	大阪シティバス株式会社(法人番号 6120001048830)代表者木田俊郎	大阪府大阪市西区九条南 1丁目12番62号	住吉	大阪府大阪市住吉区万代東3丁目5番 22号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和4年11月16日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	1
令和5年3月20日	阪神バス株式会社(法人番号 1140001072148)代表者上田晋也	兵庫県西宮市和上町3番3 号	西宮浜	兵庫県西宮市西宮浜3丁目20番地	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和4年12月14日及び令和5年1月12日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
令和5年3月20日	阪神バス株式会社(法人番号 1140001072148)代表者上田晋也	兵庫県西宮市和上町3番3 号	尼崎	兵庫県尼崎市大庄川田町108番地の1 番地	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年1月30日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0